

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 荒井 昭典

災害に便乗した悪質な勧誘に注意！

この度の熊本地震発生で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

地震対策や家の修理などをはじめとして、災害に便乗し、不安をあおるような悪質な勧誘が発生する事が考えられますので、家族や周囲の人とも相談して、冷静に対応して下さい。



過去の相談事例

1. 義援金に関する電話勧誘

社会福祉関係団体や市役所の職員を名乗り、義援金の訪問集金を行うという電話があった。「北海道のカニを半額で買わないか。売上金の一部を義援金にする。」という電話があった。

2. 携帯電話に届いたメールによる架空請求

携帯電話に「地震速報」というタイトルのメールが届いた。メールを確認すると「詳細情報はこちら」とあったため、添付されていたアドレス（URL）をクリックしたところ、出会い系サイトにつながった。

3. アンケートに答えたら補償金が受け取れると言われた電話勧誘

自宅に自動音声で「震災関係のアンケートに答えてほしい」という内容の電話があった。地震があった後だったため、その関係で役所の管轄の部署が調査しているのかと思っていくつかアンケートに答えたところで、「震災で被害にあったら補償金が受け取れます」と案内があったので、新車の振り込め詐欺のような気がして電話を切った。

消費者へのアドバイス

- ◆市役所など公的機関や公的団体が各家庭に電話をかけ、義援金を求めることはありません。義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認した上で寄付しましょう。口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- ◆被害に遭いそうになった時、遭ってしまった時、不安を感じた時は消費生活センターか警察にご相談ください。
- 災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる被害が予想されます、ご注意下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日